

平成21年中に創立60周年記念事業の実施にあたり、御寄附いただいた金額について、同年の確定申告をしなかった方については、所得税法又は法人税法の規定により、個人は5,000円を超える場合、法人は全額、税制上の優遇措置を受けることができます。ただし、すでに21年度の所得等について確定申告を行ったが寄附金に係る確定申告を忘れていた場合は1年間、全く確定申告をされていない場合には5年間の猶予期間があります。

お手数ですが、詳細は、最寄りの税務署に御確認いただくようお願いします。